さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年10月16日(水)	開催場所	ときわ会館５階　小ホール
開会時刻	午前9時30分	閉会時刻	午前10時21分

出席状況

議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
1	富田　優	出席	12	角谷　史織	出席
2	小泉　孝行	出席	13	小川　忠男	出席
3	小林　勝一	出席	14	清水　友清	出席
4	長島　一博	出席	15	西形　知行	出席
5	榎本　浩樹	欠席	16	中山　幸光	出席
6	関根　光一	出席	17	菅間　茂久	出席
7	清水　孝洋	出席	18	石井　栄寿	欠席
8	井原　勇司	出席	19	本田　敏一	出席
9	金子　達弥	出席	20	中村　隆治	出席
10	横山　敏夫	出席	21	西澤　初男	出席
11	浅子　幹夫	出席			

１　開　　会 浅子会長職務代理者	只今から、令和６年１０月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については、任意といたします。よろしくお願いいたします。 議事進行については、引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、１案件ずつお願いいたします。尚日頃からお願いしておりますが説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。
２　会議成立の報告 浅子会長職務代理者	月例総会成立の報告をいたします。 農業委員２１名のうち石井委員、榎本委員が欠席していますので出席委員は１９名です。「さいたま市農業委員会会議規則第６条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。 事務局に確認します。 本日、傍聴希望者は、いらっしゃいますか。
事　　務　　局	現時点では、傍聴希望者はおりません。 ただし、これから希望者が現れた場合、随時入室する場合がありますので、ご承知おきください。
３　署名委員の指名 浅子会長職務代理者	議事録署名委員として、 議席番号２０番　中村　委員 議席番号２１番　西澤　委員 を指名します。よろしくお願いいたします。

議　　長	それでは議案審議に入ります。議案第５４号、農地法第３条の規定による許可申請について審議いたします。 番号１番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。
小　川　委　員	番号１番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立大原中学校の北東４００ｍに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は１０ｍです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、カンショ（育苗）の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号２番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。
富　田　委　員	番号２番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、目白大学の南東４００ｍに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は８５０ｍです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、コマツナの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	以上、議案第５４号、農地法第３条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第５４号について、賛成の方の挙手を求めます。賛成の委員の方、挙手を求めます。
各　　委　　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成であります。議案第５４号について、許可することと決定いたします。

議　　長	続きまして、議案第５５号、農地法第５条の規定による許可申請について審議します。 先に番号５番を審議します。この案件は、菅間委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、菅間委員には審議終了まで退室をお願いします。 番号５番、指扇地区、金子委員議案説明をお願いします。
金　子　委　員	番号５番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、健康福祉センター西楽園の南４００ｍに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	説明が終わりました。ご質問のある方は挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第５５号番号５番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。
各　　委　　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成でありますので、許可することに決定いたします。 菅間委員の入室を求めます。 引き続き審議に入ります。番号１番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号１番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、医療法人三慶会指扇病院の北西２００ｍに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号２番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅　間　委　員	番号２番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、医療法人三慶会指扇病院の西５０ｍに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号３番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号３番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の北東２７０ｍに位置し、１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号４番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号４番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地及び農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の北５２０ｍに位置する、農振農用地及び１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号６番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西　形　委　員	番号６番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立三室中学校の北東５００ｍに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号７番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。
清水孝洋委員	番号７番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、大久保浄水場の東７００ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は資材置場です。 申請理由は、現在、市内で左官業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号８番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。
清水孝洋委員	番号８番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、大久保公民館の南５０ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、隣地で建設業・販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号９番、土合地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員	番号９番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、田島西公園の北５０ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市内で病院を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号１０番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。
横山委員	番号１０番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高校の西７００ｍに位置し、農地の規模が１０ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第２種農地です。 転用目的は自己用住宅及び道路後退用地です。 申請理由は、現在、市内の実家に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号１１番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。
横山委員	番号１１番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立野田小学校の東７００ｍに位置し、農地の規模が１０ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第２種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、市内の妻の実家に居住しているが、手狭であることから、義母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号１２番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小　泉　委　員	番号１２番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、県営しらこばと水上公園の南１．５ｋｍに位置する農振農用地です。 転用目的は工事用地です。 申請理由は、人巻水路堤塘補修工事に伴う工事の作業スペースとして一時的に利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１３番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。
小　泉　委　員	番号１３番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立城南中学校の北５６０ｍに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１４番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。
小　林　委　員	番号１４番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、県営しらこばと水上公園の南１．４ｋｍに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１５番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。

井　原　委　員	番号１５番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通中学校の北西８８０ｍに位置し、農地の規模が１０ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第２種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１６番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。
本　田　委　員	番号１６番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立柏崎小学校の南西１ｋｍに位置し、農地の規模が１０ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第２種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市内で物流倉庫を運営しているが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１７番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。
本　田　委　員	番号１７番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、東北自動車道岩槻料金所の南西４３０ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１８番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中　山　委　員	番号１８番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、岩槻北部公民館の東３７０ｍに位置１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号１９番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。
中　山　委　員	番号１９番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、岩槻北部公民館の北東８００ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、市外の賃貸住宅に居住しているが、手狭になったため、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして、番号２０番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。
中　山　委　員	番号２０番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、相野原配水場の北西３５０ｍに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が４０％を超える第３種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、建設車両及び建設機械等を集約するため、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西　形　委　員	番号１８番について伺います。畑の中に搬入路を設ける計画ですが、搬入路部分は転用面積に含めなくて良いのでしょうか。
事　　務　　局	搬入路部分についてですが、他の転用事業にかかる許可申請において、搬入路として一時転用の許可を受けており、搬入路を共用することについては、当事者間で合意しております。今回の申請の転用事業は、一時転用の期間内に工事を終える計画となっているため、今回の申請においては、搬入路部分を転用面積に含めておりません。
議　　長	ほかにございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号５番を除く議案第５５号について、賛成の方の挙手を求めます。
各　　委　　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議　　長	続きまして、議案第５６号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。 番号１番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号１番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定１年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、トマト、ハーブ類です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は３．５ｋｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号２番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号２番についてご説明いたします。 賃借権の新規１年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、トマト、ハーブ類です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は３．５ｋｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号３番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅　間　委　員	番号３番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定５年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、新規就農で、通作距離は５．５ｋｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号４番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅　間　委　員	番号４番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定３年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は７０ｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号５番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。
長　島　委　員	番号５番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定５年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ピーマン、ジャガイモ、ブロッコリーです。 申請目的は、新規就農で、通作距離は８７０ｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号６番、七里地区、西澤委員議案説明をお願いいたします。
西　澤　委　員	番号６番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定６年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、タマネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は５．０ｋｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号７番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小　川　委　員	番号７番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定１年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は６００ｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号８番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。
西　形　委　員	番号８番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定６年で、申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続きまして番号９番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。
西　形　委　員	番号９番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定５年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は１３．１ｋｍです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 事務局に確認ですが、新規就農の際、営農計画書を配布していたように思いますが、今回はないでしょうか。
事　務　局	新規就農者の営農計画書は地区審議会で配布しておりますので、月例総会では配布しておりません。
議　　長	わかりました。他に質問はございますでしょうか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第５６号について、賛成の方の挙手を求めます。
各　委　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成ですので、議案第５６号について、原案どおり決定することといたします。

議　　長	続きまして、議案第５７号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号１番、大砂土地区、長島委員、説明をお願いいたします。
長　島　委　員	番号１番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第５７号について、賛成の方の挙手を求めます。
各　委　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成でございます。 議案第５７号について、認定することと決定いたします。

議　　長	続きまして、議案第５８号、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。 議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第５８号について、賛成の方の挙手を求めます。
各　委　員	― 総 員 賛 成 ―
議　　長	総員賛成でございますので、議案第５８号の案件について、原案どおり証明することといたします。

議　　長	続きまして、議案第５９号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。 番号１番から番号２０番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。 議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います 議案第５９号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
各　委　員	― 総　員　賛　成 ―
議　　長	総員賛成でございますので、議案第５９号の案件について、原案どおり証明することといたします。

議　　長	続きまして、議案第６０号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。 先に番号８番を審議します。この案件は、横山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、横山委員には審議終了まで退室をお願いします。 それでは議案書の一覧表番号８番をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います 議案第６０号番号８について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。
各　委　員	―　総　員　賛　成　―
議　　長	総員賛成でありますので、証明することに決定します。 横山委員の入室を求めます。 引き続き審議に入ります。 担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。 議案書の番号８を除く一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います 番号８を除く議案第６０号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
各　委　員	―　総　員　賛　成　―
議　　長	総員賛成でございますので、原案どおり証明することといたします。

議　　長	続きまして、議案第６１号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。 事務局より議案説明をお願いいたします。
事　務　局	この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 番号１の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で６年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第５６号番号８番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。 借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。 なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。
議　　長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第６１号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各　委　員	― 総 員 賛 成 ―
議　　長	総員賛成でございます。 議案第６１号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

議　　長	本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。 事務局、説明をお願いいたします。
事　務　局	お手元の資料をご覧ください。 令和６年９月分報告事項です。 ・農地法第３条の３の規定による届出について ・農地法第４条第１項第７号の規定による届出について ・農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ・農地法第６条第１項の規定による報告（農地所有適格法人）について ・農地法第１８条第６項の規定による解約通知について ・2a未満農業用施設の届出について ・農地法第３条許可、受理取消について ・農地法第４、５条許可、受理取消について
議　　長	ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、 閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。
６　閉会宣言 本田会長職務代理者	本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和６年１０月さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。